

令和元年度介護予防・日常生活支援総合 事業者実地指導結果報告書

吹田市福祉部福祉指導監査室

第1 実地指導の実施状況

目的

吹田市では、介護保険法第23条及び吹田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等指導要領等、その他関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、実地指導を実施しました。

実施回数

吹田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等指導要領等により、実地指導を1事業所あたり6年に1回を目途に実施しています。

指導監査の結果は、次のとおりです。

※国への報告方法と合わせ、対象事業所数の基準時点を、4月1日現在に、事業所数の集計方法を、サービスごととしています。

令和元年度実地指導結果一覧表(I)

サービス名	対象数 (A)	実施数 (B)	実施比率 (B/A)
訪問型サポートサービス	112	11	10%
通所型サポートサービス	94	7	7%
介護予防ケアマネジメント	16	7	44%
合 計	222	25	11%

令和元年度実地指導結果一覧表(Ⅱ)

サービス名称	指摘 事業所数	口頭指摘・文書指摘【あり】の 事業所数		
	合計	口頭指摘 のみ	文書指摘 のみ	口頭指摘 及び 文書指摘
訪問型サポートサービス	11/11	1	-	10
通所型サポートサービス	7/7	2	-	5
介護予防ケアマネジメント	7/7	-	-	7
合 計	25/25	3	-	22

第2 文書指摘事項

1 文書指摘事項の順位

順位	運営基準等の項目	指摘事項	主な指摘原因
第1位	運営基準	運営規程及び重要事項説明書等	運営規程や重要事項説明書の記載内容の不備等
第2位	設備基準	設備、区画等	区画変更時の不備等
第2位	運営基準	記録の不備等	サービス提供記録の不備等
第4位	運営基準	記録の不備等	労働条件通知書の不備等
第5位	運営基準	衛生管理(健康診断)等	従業員の健康診断の未実施等

2 主な指摘事項

(1) 運営基準

【運営規程及び重要事項説明書等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	運営規程の必要事項(虐待防止に関する事項、従業者の職務の内容、緊急時の対応方法、記録の保存年数、相談窓口等)の未記載や誤記載があった。	
2	運営規程と、重要事項説明書に記載されている内容が、一致していなかった。	

【介護予防サービス計画、又は個別サービス計画の作成等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	介護予防サービス計画に医療系サービス等を位置づける場合に主治医の意見を求め、その内容(必要性、具体的な実施方法、実施期間等)を居宅介護支援経過等に記録していなかった。	
2	個別サービス計画について、利用者又はその家族の同意が得られていなかった。	

【具体的取扱方針等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	サービス提供の記録が不十分であった。	
2	モニタリングが実施されていなかった、又は結果の記録等がされていなかった。	
3	居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)とサービス提供事業者の連携や報告が不十分であった。	

【秘密の保持等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	利用者やその家族の個人情報の使用について、文書による同意が得られていなかった。	
2	従業者や従業者であった者が、退職後も含め、秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられていなかった。	

【従業者に関する記録に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	従業者の健康状態について、健康診断等の必要な管理が行われていなかった。	
2	雇用契約書又は労働条件通知書等により、事業所の管理者の指揮命令下にあることが明確になっていなかった。	

【非常災害対策、避難訓練に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	避難訓練を計画どおりに行えていなかった。	

【事故発生時の対応等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	事故発生時の対応マニュアルが、定められていなかった、又は、事故の内容がきちんと記録されていなかった。	

(2) 設備基準

【区画の不備等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	区画の変更に伴う、変更届が提出されていなかった。	

【衛生管理に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	開封済みのおむつが、密閉された容器等に保管されていなかった。	
2	福祉用具の保管又は消毒の実施状況を確認していなかった。	

(3) 介護給付費関係

【加算関係に係る指摘事項】

番号	指摘内容		文書指摘
1	運動器機能向上加算	運動器機能向上計画の内容が不十分であった。	
2	初回加算	算定要件を満たしていなかった、又は、計画等の記録内容が不十分であった。	

第3 監査の実施状況

監査は次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われる事業者に対して実施します。

- (1) 不正の手段により事業者指定を受けた
- (2) 指定基準に重大な違反
- (3) 介護報酬の請求に不正又は著しい不当
- (4) サービスの内容に不正又は著しい不当
- (5) 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず
又は虚偽の報告をした
- (6) 利用者に対する虐待
- (7) 出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは
虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

令和元年度については、監査対象の事業所はありませんでした。